

SAGA武雄温泉スポーツコミッション事業
令和6年度「ツーリズムイベント」企画運営並びに広報マーケティング業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本要領は、SAGA武雄温泉スポーツコミッション事業における令和6年度「ツーリズムイベント」企画運営並びに広報マーケティング業務を行う事業者の選定に関し必要な事項を次の通り定めるものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

SAGA武雄温泉スポーツコミッション事業 令和6年度「ツーリズムイベント」企画運営並びに広報マーケティング業務

(2) 業務受託者選定の目的

武雄市は、2022年3月にSAGA武雄温泉スポーツコミッション（以下、「本SC」）を設立し、交流人口の拡大と市民の生きがいと健康実感に寄与する官民連携事業を創出していくことを目指している。そのため、本SCが掲げる理念に共感し、事業に積極的な関心と主体的な意志を持つ民間事業者を選定することを目的としている。

また、本件業務は、民間事業者が持つ高度な企画力や創造力、豊富な実践経験や専門的な知識が必要であることから、「武雄市公示等の契約に係るプロポーザル方式実施要項」に則ってプロポーザル方式により業務受託者を選定するものとする。

(3) 業務の内容

別紙「SAGA武雄温泉スポーツコミッション事業令和6年度「ツーリズムイベント」企画運営並びに広報マーケティング業務委託仕様書」のとおりとする。

(4) 履行期間

締結の日から令和7年3月10日まで

(5) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む）

5,500,000円

上記額は契約時の予定価格を示すものではなく、本件の企画提案の規模を示すものである。提案上限額を超える見積額で提案した者は失格とする。

3. 参加資格

参加資格を有する者は、参加表明時において、次に掲げる要件すべてに該当する事業者とする。

<単独事業者の場合>

(1) 法人格を有する団体とする。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 佐賀県内に本店を有し、市県税等の滞納が無いこと。

(5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
- ロ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- ワ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

＜複数事業者による共同事業体の場合＞

- (1) 共同事業体の場合は、幹事者が佐賀県内に本店を有しており、全ての構成員が、上記＜単独事業者の場合＞の諸条件を満たしていること。（幹事者以外の本店の所在地は問わない。）
- (2) 共同事業体と契約を行う場合は、共同事業体の全てを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うこととする。
- (3) (2) 全ての構成員は、ほかの共同事業体の構成員ではないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

4. 参加手続きのスケジュール

実施要領等の交付	令和6年9月 4日（水）から
質問書の受付締切り	令和6年9月11日（水）12時まで
質問書への回答	令和6年9月17日（火）
参加表明書等の受付締切り	令和6年9月17日（火）12時まで
参加資格確認結果通知	令和6年9月20日（金）
企画提案書類の受付締切り	令和6年9月30日（月）17時まで
選定委員会 ※（注1）	令和6年10月18日（金）まで
審査結果通知	令和6年10月26日（木）まで
契約締結	令和6年10月下旬

※（注1）選定委員会は、当該日までに開催し、審査を実施する。「6. 選定方法及び選定結果の公表について」を参照のこと。

5. 参加手続き

(1) 参加方法

本件に係る全ての手続きは、電子手続き（電子メール）にて実施する。書類等の提出先、問合せは、以下の本SC事務局が担当する。

なお、メールを送付する際は、問合せ、提出内容が分かるよう、指定の件名を採用すること。

SAGA武雄温泉スポーツコミッション事務局（武雄市役所企画部スポーツ課内）

所在地 〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10

メー ル sports@city.takeo.lg.jp takeo.de.totonou@gmail.com

※上記2件のメールアドレスを宛先に入れて送信してください。

電 話 0954-27-7091

(2) 実施要領等の交付

交付開始日	令和6年9月4日(水)
交付資料	① SAGA武雄温泉スポーツコミッション事業 令和6年度「ツーリズムイベント」企画運営並びに広報マーケティング業務公募型プロポーザル実施要項(本書) ② SAGA武雄温泉スポーツコミッション事業 令和6年度「ツーリズムイベント」企画運営並びに広報マーケティング業務委託仕様書 ③ SAGA武雄温泉スポーツコミッション主催共創事業「ツーリズムイベント」開催企画書(案)※(注2) ④ SAGA武雄温泉スポーツコミッション事業概要(令和6年度) ⑤ 評価基準 ⑥ (様式一式) SAGA武雄温泉スポーツコミッション ・質問書(様式1) ・参加表明書: 単独事業者(様式2-1) 共同事業者(様式2-2) ・誓約書(様式3) ・企画提案書かがみ(様式4)
入手方法	武雄市公式 Web サイト「たけおポータル」からダウンロードするものとする。 ※(注2) ③SAGA武雄温泉スポーツコミッション主催共創事業「ツーリズムイベント」開催企画書(案)については、企画内容の機密性を担保するため、参加検討を前提とする事業者のみに公表する。希望する場合は、以下の内容を添えて、電子メールにて連絡をすること。 ◇件名: 【企画書送付希望】(貴社・貴団体名) ◇内容: ・会社/団体名(参加を検討する団体名) ・所属部署 ・担当者名

(3) 質問書への受付及び回答

本プロポーザルに関する質疑は、次のとおり、質問書(様式1)を提出して行うものとする。

受付期間	令和6年9月4日(水)から令和6年9月11日(水) 12時まで
提出方法	電子メールにより、事務局まで送付すること。電話による電子メールの受理確認を行っても差し支えない。
提出書類等	◇件名: 【質問書】(貴社・貴団体名) ① 質問書(書式1)
回答方法	質問に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、9月17日(火)までに質問者並びに参加表明者全員に電子メールにて送付する。

(4) 参加表明書等の受付及び参加資格確認結果通知

受付期間	令和6年9月17日（火）12時まで
提出方法	電子メールにより、事務局まで送付すること。電話による電子メールの受理確認を行っても差し支えない。
提出書類等	○件名：【プロポーザル参加表明】（貴社・貴団体名） ①参加表明書（様式2-1）※共同事業体の場合は（様式2-2） ②誓約書 ③商業・法人に係る履歴事項全部証明書の写し
結果通知	令和6年9月20日（金）
通知方法	電子メール

(5) 企画提案書類の受付

受付期間	令和6年9月24日（月）12時まで
提出方法	電子メールにより、以下の事務局まで送付すること。電話による電子メールの受理確認を行っても差し支えない。
提出書類	○件名：【プロポーザル応募】（貴社・貴団体名） ①企画提案書かがみ（様式3） ②経費見積書・見積内訳書（任意様式） ※次年度のWEBサイトに係る保守運営経費についても記載すること ③企画提案書（任意様式） 【企画提案書】 「SAGA武雄温泉スポーツコミッション事業令和6年度「ツーリズムイベント」企画運営並びに広報マーケティング業務委託仕様書」に記載する内容を反映させた企画提案とすること。なお、様式は任意とするが、A4サイズ（縦・横は自由。）で作成すること。印刷した際に、視認性が確保されるよう作成すること。 ④申請団体の概要（任意様式） 経営方針、事業内容、従業員数等の記載があれば、パンフレットでも可 ⑤同種・類似事業の実績が分かる書類（任意様式）

6. 選定方法及び選定結果の公表について

(1) 選定方法

提出された資料に基づいて、SAGA武雄温泉スポーツコミッション内に設置する選定委員会で審査する。選定委員会は、市職員および本事業に係る有識者の外部委員で構成する。

(2) 審査内容

- ① 評価基準は、「仕様書」を基本とした企画提案書類等の内容評価と実績に基づき、総合的に評価する。なお、プレゼンテーションの機会は設けない。（※評価基準の詳細は、別添「評価基準」にてご確認ください。）
- ② 各選定委員の合計得点が、満点の6割に達しない場合は委託業者として選定しない。
- ③ 評価の結果、最高点の提案者が2者以上ある場合は選定委員間で協議の上、選定委員長が

決定する。

(3) 受託者の選定

選定委員会において、優れた提案の順に優先順位をつけたうえで、最も優れた提案者が優先交渉権を得るものとする。契約については、優先交渉権を得た提案者と協議のうえ締結することとし、協議がまとまらない場合は優先順位の次点の提案者と協議を行う。

(4) 選定結果の通知

選定終了後、10日以内にすべての提案者に選定結果を電子メールにて通知する。

7. 失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない提案。
- (2) 参加表明書に記載された者以外の者が行った提案。
- (3) 実施要領等において示した条件等を満たさない提案。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたもの。
- (5) 選定結果に影響を与えるような不正な行為を行ったもの。
- (6) 契約候補者の決定から契約締結までの間に、契約候補者の経営事業等の変化により、業務の履行が困難であると会長が判断したとき。

8. その他

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。ただし、提案書の著作権はそれぞれの提案者に帰属するものとする。また、武雄市はこの書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (3) 本プロポーザルに係る情報開示請求があった場合は、武雄市情報公開条例に基づき提案書類等を公開する場合がある。
- (4) 提出期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (5) 提案者が1者であっても本プロポーザルは実施する。審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該提案者を優先交渉権者とする。
- (6) 提案書等を提出しなかった者は、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはないものとする。
- (7) 優先交渉権者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定したものであり、地方自治法及び同法施行令に基づく契約手続きの完了までは、契約関係を生じるものではない。
- (8) 契約締結にあたっては、選定された提案書等をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、当初予定の業務内容、規模及び金額等について、双方確認の上、変更する場合がある。

9. 問い合わせ先

SAGA武雄温泉スポーツコミッション事務局（武雄市役所企画部スポーツ課内）

所在地 〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10

メー ル sports@city.takeo.lg.jp takeo.de.totonou@gmail.com

※上記2件のメールアドレスを宛先に入れて送信してください。

電 話 0954-27-7091